

第五十二号議案

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表二の項口中「六千三百円」を「六千四百円」に改める。

別表二十二の項イを削り、同項口中「及び毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第一号」及び「（製剤製造業者等に限定。）」を削り、同項中ロをイとし、ハを削り、同項二中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、「及び毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第一号」及び「（製剤製造業者等に限定。）」を削り、同項中ニをロとし、同項ホ中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同項中ホをハとし、同項ヘ中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、同項中ヘをニとし、トを削り、同項チ中「及び毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第三号」及び「（製剤製造業者等に限定。）」を削り、同項中チをホとし、同項リ中「劇物の」の下に「製造業、輸入業又は」を加え、「毒物劇物販売業」を「毒物劇物製造業、輸入業又は販売業」に改め、同項中リをへとし、同項ヌ中「劇物の」の下に「製造業、輸入業又は」を加え、「毒物劇物販売業」を「毒物劇物製造業、輸入業又は販売業」に改め、同項中ヌをトとし、ルをチとする。

別表二十三の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項イ中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に改め、同項ロ中「覚せい剤原料輸入業者の」を「覚醒剤原料輸入業者の」に、「覚せい剤原料輸入業者指定申請手数料」を「覚醒剤原料輸入業者指定申請手数料」に改め、同項ハ中「覚せい剤原料輸出業者の」を「覚醒剤原料輸出業者の」に、「覚せい剤原料輸出業者指定申請手数料」を「覚醒剤原料輸出業者指定申請手数料」に改め、同項ニ中「覚せい剤原料製造業者

二 別表二十五の項の改正規定 改正法第一条の規定の施行の日

(提案理由)

手数料の額を改定するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）の施行による毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の改正に伴い、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等に関する手数料に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。